

遠野市オープンデータ利用規約

(総則)

第1条 この規約は、遠野市公式ホームページ内にある遠野市オープンデータサイト（以下「本サイト」といいます。）に掲載されているデータ（以下「データ」といいます。）の利用について定めるものとします。

(この規約の適用)

第2条 この規約は、利用者（本サイトに掲載されているデータを利用する者をいいます。以下同じです。）が本サイトを利用する場合における本サイトからダウンロードすることができる全てのデータに適用されます。

2 利用者は、本サイトのデータの利用をもってこの規約の内容に同意したものとみなします。

3 利用者は、この規約の規定を遵守するものとします。

(この規約の範囲及び変更)

第3条 市が本サイト上に表示する本サイトの利用方法、利用条件、利用環境等に関する諸規定は、当該諸規定の名称にかかわらずこの規約の一部を構成するものとします。

2 市は、必要に応じてこの規約の規定を変更するものとします。

(利用料金)

第4条 本サイトの利用料金は、無料とします。

(本サイトへのリンク)

第5条 本サイトへのリンクは、原則自由に行うことができるものとします。ただし、各情報にリンクの制限等の注記がある場合については、この限りではありません。

2 リンク元サイトのコンテンツが公序良俗に反するもの、法令等に違反又は違反するおそれがある内容を含むものその他市が不適切と認めるものは、本サイトにリンクすることはできません。

3 リンクの設定を行う場合は、本サイトへのリンクである旨を明示するものとし、及び本サイトが他のウェブサイト中に組み込まれる設定をしてはならないものとします。

(知的財産権の取扱い)

第6条 本サイトで公開するデータは、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0国際ライセンスに基づいて利用できるものとします。

2 本サイトで公開するデータに市以外のもの（以下「第三者」といいます。）が有する著作権、肖像権、パブリシティ権その他の権利が含まれる場合は、利用者の責任において、当該権利を有する第三者に当該データの使用の許諾を得るものとします。この場合において、データ中の第三者が権利を有する部分の確認は、利用者が行うものとします。

3 データの利用に当たっては、次に掲げる場合に応じ、各表示例を参考に当該表示例のクレジットを記載してください。

ア データを改変せずに複製して利用する場合 「データのタイトル」、「遠野市・著作権を有する第三者の名称」、「クリエイティブ・コモンズ表示 4.0国際ライセンス (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) 」

イ データを改変して利用する場合 「この作品（アプリ、データベース等）は、次の著作物を改変して利用しています。」、「データのタイトル」、「遠野市・著作権を有する第三者の名称」、「クリエイティブ・コモンズ表示 4.0国際ライセンス (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) 」

commons.org/licenses/by/4.0/deed.ja) 」

(免責事項)

第7条 市は、本サイトで公開するデータの内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、一切の保証を行わないものとします。

2 市は、利用者がデータを利用したこと、利用できなかったこと又はデータに基づいて利用者が下した判断若しくは起こした行動により生じた結果については、一切の責任を負わないものとします。

3 市は、本サイトの保守、設備の火災、停電、自然災害、コンピュータウィルス等の第三者の妨害行為その他不可抗力により本サイトの中止又は中断が生じたことに起因して利用者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 利用者がこの規約に違反し、又は第三者の権利を侵害したことに起因して生じた全ての苦情若しくは請求については、利用者が自らの責任と費用で解決するものとし、それらに関し市は、一切の責任を負わないものとします。

5 本サイトのデータ及び全ての掲載情報並びにアドレスの管理に関し、市は、事前に予告することなく改変又は削除を行うことができるものとします。

(費用の弁償)

第8条 利用者がこの規約に違反し、又は第三者の権利を侵害したことに起因して生じた苦情若しくは請求に関して、市にその対応に係る費用（賠償金の支払を含むものとします。以下同じです。）の負担が生じた場合は、利用者は、市に対し当該費用を速やかに弁償するものとします。

(規約違反の通報)

第9条 利用者は、本サイトを利用中に、この規約に違反する行為を発見したときは、市担当に通報するものとします。

(使用言語)

第10条 本サイトの利用に当たり、市に対する問合せその他の一切の連絡は、日本語で行うものとします。

(合意管轄裁判所)

第11条 この規約に関する一切の紛争については、第一審の専属合意管轄裁判所を盛岡地方裁判所とします。

(準拠法)

第12条 この規約には、日本法が適用されるものとします。

附 則

この規約は、令和3年4月20日から施行します。